

1 活動の目的

Q1 この活動はどのような目的で実施されるものですか。

A 道路は市民生活における重要な生活基盤であり、良好な状態の維持は不可欠です。道路愛護の心を持って、自らが進んで維持保全活動を行う団体に対して報奨金を交付し、これを推進することで、地域の景観を守り、安全で快適な生活環境を向上させることを目的として活動を推進するものです。

2 登録団体について

Q2 登録できるのは自治会などの地縁団体だけですか。

A 自治会などを基本としますが、2人以上で次の基準を満たす団体であれば登録できます。

- (1)真庭市内に活動拠点を持つ団体
- (2)地域社会に貢献できる性格を持っていること
- (3)営利を目的としない団体であること
- (4)道路愛護活動を連続した100メートル以上、かつ、道路除草を100メートル以上実施できる団体であること。
- (5)当該活動に対して、国、県及び他の市町村若しくは公共的団体からの助成を受けていないこと。

※奨励金は団体口座に振り込みますので、団体の口座が必要です。

3 交付対象活動について

Q3 具体的にどのような活動が対象となりますか。

A 主な活動は次のものです。

奨励金の算定基礎は、除草作業のある区間となります。片側の場合でも算入します。年2回の活動まで申請できます。

【10m当たり 200円】※10m未満は切り上げです。

例)除草作業の延長 L=1,263m
 1回当たり $127 \times 200 = \underline{25,400円}$

①道路除草

- ・市道（原則、幅員2m以上）
- ・草刈幅は路肩概ね1mの除草が必要な箇所

②路面・側溝の簡易清掃

- ・道路上のごみ、石ころ、落葉等の除去、側溝の堆積土、落葉等の除去

③異常箇所等の通報

- ・道路上の穴ぼこ、段差、路肩や側溝等の構造物の破損等の連絡

次のような危険を伴う活動は、ボランティア保険の対象外となるため控えてください。

- ・刈払い機以外の動力機械（チェーンソー等）の使用
- ・バックホウ等の重機の使用
- ・野焼きを行う活動

Q4 全ての道路における活動が対象となりますか。

A 市道の活動のみが対象です。国道、県道、林道、農道、里道、私道、改良区の水路、河川、公園などでの活動は対象となりません。
また、中山間地等直接支払交付金や多面的機能支払交付金など、市、県、国その他団体から補助金や交付金等が交付される活動は、この奨励金の交付対象となりません。

Q5 地域内の一斉清掃活動やクリーン活動の対象となりますか。

A 以前から実施されている活動でも、市道の除草作業であれば奨励金の対象となります。
ごみ拾い、側溝清掃等のみでは対象となりません。

Q6 個々に都合の良い時間に草刈り等を行う活動も対象となりますか。

A 対象となります。実績は団体で取りまとめて一括して報告してください。

Q7 道路側溝の清掃による土砂、雑木の枝葉等の処分どうすればよいですか。

A 地域内で適宜処分をお願いします。量が多い場合など、処分に困る場合はご相談ください。

Q8 道路愛護活動中にケガをした場合等の保険はありますか。

A 作業中の怪我や第三者（当該団体の構成員を含む。）へ損害を与えた場合、状況に応じ、保険金が支払われます。事故が起こったときは、発生から30日以内に事故発生報告書を建設課または振興局まで提出してください。

【補償期間】 4月1日～3月31日

【補償内容】

■自分がけがをした（傷害補償）

種類	内 容	補償金額（上限）
死亡補償	事故の日を含めて180日以内に死亡したとき	200万円
後遺障害補償	事故の日を含めて180日以内に後遺障害を生じたとき	200万円
入院補償	傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障をきたしたため、事故の日を含めて180日以内に入院したとき	入院1日 2,000円
通院補償	傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障をきたしたため、事故の日を含めて180日の間に通院して医師等の治療を受けたとき（90日が限度となります）	通院1日 1,000円

■他人にケガをさせた、他人のものを壊したなど（賠償責任補償）

種類	内 容	補償金額（上限）
身体補償	他の人を誤ってけがをさせてしまったとき	1名あたり 3,000万円 1事故あたり 3,000万円
財産賠償	他の人の持ち物を誤って壊したり、なくしたりしたとき	1事故あたり 300万円

（参考）【保険の対象となる事故例】

- ・作業中、足を滑らせて溝に落ち骨折した。
- ・自宅から活動場所へ向かう途中、転倒してケガをした。
（ただし、自動車やバイク等に乗車中の事故は対象外）
- ・鎌で草刈り中に誤って手を切った。
- ・草刈機がはねた石が車に当たり、ガラスが割れた。

【保険の対象とならない事故等】

- ・Q3であげたような危険な作業に伴う事故
- ・提供した飲食物が原因で食中毒が発生した場合
- ・ぎっくり腰、内部疾患が原因と思われるもの

※その他詳細については、ご相談ください。

4 交付申請について

Q9 申請のスケジュールはどのようになっていますか。

A 新規団体登録、変更申請は随時受付します。

4月 保険期間 4/1～3/31

管理区域全体の活動ごとに奨励金交付申請書を提出(年2回以内)

奨励金の支払い

1月 代表者宛に登録内容に変更がないか通知

Q10 交付申請にはどのようなものが必要ですか。

A 作業内容を記入した申請書と代表地点の写真(作業中又は後)1枚を提出してください。

・作業日

・場所、路線名、延長

5 奨励金について

Q11 奨励金の交付申請はどうすればよいですか。

A 活動実施からおおむね2週間程度で申請してください。

年2回実施の場合は、まとめてではなく活動の都度申請をお願いします。

例) 年2回(5月、8月)活動の場合

5月3日実施 ⇒ 5月17日実績提出 ⇒ 6月下旬奨励金交付

8月6日実施 ⇒ 8月20日実績提出 ⇒ 9月下旬奨励金交付

Q12 奨励金の使いみちに制限はありますか。

A 奨励金の使いみちは各団体の自由とします。

各団体で話し合いを行い、参加者全員の下承が得られるようにしてください。また、可能な限り活動者本人に奨励金が渡るような仕組みをご検討ください。

Q13 活動に必要な事務費や消耗品、燃料費の支給はありませんか。

A 事務費や消耗品、燃料費等も含めた奨励金とします。